

改正案	現行
<p>（合併による登記の嘱託書等の添付書面）</p> <p>第十条 更生計画の定めにより吸収合併（更生協同組織金融機関が消滅する吸収合併（中小企業等協同組合法第六十三条の二、信用金庫法第六十条、労働金庫法第六十二条の三又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号。以下「合併転換法」という。）第二条第四項に規定する吸収合併をいう。以下この条において同じ。）であつて、吸収合併後存続する金融機関（以下この条において「吸収合併存続金融機関」という。）が協同組織金融機関であるものに限る。）をしたときは、当該吸収合併による変更の登記の申請書には、次の各号に掲げる吸収合併の区分に応じ、当該各号に定める書面（更生協同組織金融機関に関するものに限る。）を添付することを要しない。</p> <p>一 当該吸収合併が中小企業等協同組合法第六十三条の二に規定する吸収合併である場合 同法第六十三条の四第五項において準用する同法第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（同法第六十三条の四第五項において準用する同法第五十六条の二第二項の規定により公告を官報のほか同法第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこ</p>	<p>（合併による登記の嘱託書等の添付書面）</p> <p>第十条 更生計画の定めにより吸収合併（更生協同組織金融機関が消滅する吸収合併（中小企業等協同組合法第六十三条の二、信用金庫法第六十条、労働金庫法第六十二条の三又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号。以下「合併転換法」という。）第二条第四項に規定する吸収合併をいう。以下この条において同じ。）であつて、吸収合併後存続する金融機関（以下この条において「吸収合併存続金融機関」という。）が協同組織金融機関であるものに限る。）をしたときは、当該吸収合併による変更の登記の申請書には、次の各号に掲げる吸収合併の区分に応じ、当該各号に定める書面（更生協同組織金融機関に関するものに限る。）を添付することを要しない。</p> <p>一 当該吸収合併が中小企業等協同組合法第六十三条の二に規定する吸収合併である場合 同法第六十三条の四第四項において準用する同法第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（同法第六十三条の四第四項において準用する同法第五十六条の二第二項の規定により公告を官報のほか同法第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこ</p>

と並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

二丁四（略）

2（略）

3 更生計画の定めにより吸収合併（更生協同組織金融機関が吸収合併存続金融機関となるものに限る。）をしたときは、当該吸収合併による変更の登記の嘱託書又は申請書には、次の書面を添付することを要しない。

一（略）

二 次の各号に掲げる吸収合併の区分に応じ、当該各号に定める書面

イ 当該吸収合併が中小企業等協同組合法第六十三条の二に規定する吸収合併である場合 同法第六十三条の五第七項において準用する同法第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（同法第六十三条の五第七項において準用する同法第五十六条の二第三項の規定により公告を官報のほか同法第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い同項第一号又は第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しく

と並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

二丁四（略）

2（略）

3 更生計画の定めにより吸収合併（更生協同組織金融機関が吸収合併存続金融機関となるものに限る。）をしたときは、当該吸収合併による変更の登記の嘱託書又は申請書には、次の書面を添付することを要しない。

一（略）

二 次の各号に掲げる吸収合併の区分に応じ、当該各号に定める書面

イ 当該吸収合併が中小企業等協同組合法第六十三条の二に規定する吸収合併である場合 同法第六十三条の五第六項において準用する同法第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（同法第六十三条の五第六項において準用する同法第五十六条の二第三項の規定により公告を官報のほか同法第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い同項第一号又は第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあっては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し、若しくは相当の担保を提供し、若しく

は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

ロ〜二（略）

4（略）

5 更生計画の定めにより新設合併（更生協同組織金融機関が消滅する新設合併（中小企業等協同組合法第六十三条の三、信用金庫法第六十一条、労働金庫法第六十二条の四又は合併転換法第二条第五項に規定する新設合併をいう。以下この条において同じ。）であつて、新設合併により設立する金融機関（次項及び第七項において「新設合併設立金融機関」という。）が協同組織金融機関であるものに限る。）をしたときは、当該新設合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、次の各号に掲げる新設合併の区分に応じ、当該各号に定める書面（更生協同組織金融機関に関するものに限る。）を添付することを要しない。

一 当該新設合併が中小企業等協同組合法第六十三条の三に規定する新設合併である場合 同法第六十三条の六第五項において準用する同法第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（同法第六十三条の六第五項において準用する同法第五十六条の二第二項の規定により公告を官報のほか同法第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁

は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該吸収合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

ロ〜二（略）

4（略）

5 更生計画の定めにより新設合併（更生協同組織金融機関が消滅する新設合併（中小企業等協同組合法第六十三条の三、信用金庫法第六十一条、労働金庫法第六十二条の四又は合併転換法第二条第五項に規定する新設合併をいう。以下この条において同じ。）であつて、新設合併により設立する金融機関（次項及び第七項において「新設合併設立金融機関」という。）が協同組織金融機関であるものに限る。）をしたときは、当該新設合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、次の各号に掲げる新設合併の区分に応じ、当該各号に定める書面（更生協同組織金融機関に関するものに限る。）を添付することを要しない。

一 当該新設合併が中小企業等協同組合法第六十三条の三に規定する新設合併である場合 同法第六十三条の六第四項において準用する同法第五十六条の二第二項の規定による公告及び催告（同法第六十三条の六第四項において準用する同法第五十六条の二第二項の規定により公告を官報のほか同法第三十三条第四項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁

済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

二丁四 (略)

6・7 (略)

( 転換による登記の嘱託書等の添付書面 )

第十一条 (略)

2 (略)

3 更生計画の定めにより転換(法第三十二条第一項第六号に規定する転換のうち、更生協同組織金融機関が普通銀行(法第二条第一項第一号に規定する普通銀行をいう。以下同じ。)となるものに限る。次項において同じ。)をしたときは、転換後銀行(法第三十二条第一項に規定する転換後銀行をいう。以下この章において同じ。)

についてする登記の嘱託書又は申請書には、合併転換法施行令第三十五条第一項第五号に掲げる書面を添付することを要しない。この場合において、当該更生計画が取締役、会計参与、監査役、代表取締役、各委員会(会社法(平成十七年法律第八十六号)第四百条第一項に規定する各委員会をいう。)の委員、執行役、代表執行役又は会計監査人(次項において「取締役等」という。)の氏名又は名称を定めたものであるときは、合併転換法施行令第三十五条第一項第八号イ又は口(1)に掲げる書面も、同様とする。

済し、若しくは相当の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該新設合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

二丁四 (略)

6・7 (略)

( 転換による登記の嘱託書等の添付書面 )

第十一条 (略)

2 (略)

3 更生計画の定めにより転換(法第三十二条第一項第六号に規定する転換のうち、更生協同組織金融機関が普通銀行(法第二条第一項第一号に規定する普通銀行をいう。以下同じ。)となるものに限る。次項において同じ。)をしたときは、転換後銀行(法第三十二条第一項に規定する転換後銀行をいう。以下この章において同じ。)

についてする登記の嘱託書又は申請書には、合併転換法施行令第三十五条第一項第五号に掲げる書面を添付することを要しない。この場合において、当該更生計画が取締役、会計参与、監査役、代表取締役、各委員会(会社法(平成十七年法律第八十六号)第一条第十二号に規定する委員会をいう。)の委員、執行役、代表執行役又は会計監査人(次項において「取締役等」という。)の氏名又は名称を定めたものであるときは、合併転換法施行令第三十五条第一項第八号イ又は口(1)に掲げる書面も、同様とする。

4 更生計画の定めにより転換をした場合において、当該更生計画が取締役等について法第二百一条第一項第二号若しくは第三号に規定する選任の方法又は同号口、八若しくは二に規定する選定の方法を定めたものであるときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選任又は選定に関する書面をも添付しなければならない。

(取締役等の就任による変更の登記の嘱託書等の添付書面)

第二十五条 更生計画の定めにより取締役、会計参与、監査役、代表取締役、各委員会(保険業法第四条第一項第三号に規定する指名委員会等をいう。)の委員、執行役、代表執行役又は会計監査人(以下この章及び次章第二節において「取締役等」という。)が就任した場合において、当該更生計画が当該取締役等の氏名又は名称を定めたものであるときは、その就任による変更の登記の嘱託書又は申請書には、同法第六十七条において準用する商業登記法第五十四条第一項に規定する書面又は保険業法第六十七条において準用する商業登記法第五十四条第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しない。

2 更生計画の定めにより取締役等が就任した場合において、当該更生計画が取締役等について法第二百六十一条第一項各号若しくは第二項第三号に規定する選任の方法又は同条第一項第一号、第二号、第三号若しくは第七号に規定する選定の方法を定めたものであるときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選任又は選定に関する書面をも添付しなければならない。

4 更生計画の定めにより転換をした場合において、当該更生計画が取締役等について法第二百一条第一項第二号若しくは第三号に規定する選任の方法又は同号口若しくは八に規定する選定の方法を定めたものであるときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選任又は選定に関する書面をも添付しなければならない。

(取締役等の就任による変更の登記の嘱託書等の添付書面)

第二十五条 更生計画の定めにより取締役、会計参与、監査役、代表取締役、各委員会(保険業法第四条第一項第三号に規定する委員会をいう。)の委員、執行役、代表執行役又は会計監査人(以下この章及び次章第二節において「取締役等」という。)が就任した場合において、当該更生計画が当該取締役等の氏名又は名称を定めたものであるときは、その就任による変更の登記の嘱託書又は申請書には、同法第六十七条において準用する商業登記法第五十四条第一項に規定する書面又は保険業法第六十七条において準用する商業登記法第五十四条第二項第一号に掲げる書面を添付することを要しない。

2 更生計画の定めにより取締役等が就任した場合において、当該更生計画が取締役等について法第二百六十一条第一項各号若しくは第二項第三号に規定する選任の方法又は同条第一項第一号、第二号若しくは第六号に規定する選定の方法を定めたときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選任又は選定に関する書面をも添付しなければならない。

(組織変更による登記の嘱託書等の添付書面)

第三十条 (略)

2 更生計画の定めにより組織変更をした場合において、当該更生計画が取締役等について法第二百六十六条第一項第二号若しくは第三号に規定する選任の方法又は同号口、二若しくはホに規定する選任の方法を定めたものであるときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選任又は選定に関する書面をも添付しなければならない。

(合併による登記の嘱託書等の添付書面)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 更生計画の定めにより新設合併(更生会社が消滅する新設合併)保険業法第六十一条第一項に規定する新設合併をいう。以下この項及び次項において同じ。)であつて、新設合併により設立する会社(次項において「新設合併設立会社」という。)が相互会社であるものに限る。)をしたときは、当該新設合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、更生会社に関する同法第七十条第三項において準用する商業登記法第八十一条第七号及び第八号に掲げる書面並びに保険業法第七十条第一項第一号及び第三号に掲げる書面を添付することを要しない。

5 (略)

(組織変更による登記の嘱託書等の添付書面)

第三十条 (略)

2 更生計画の定めにより組織変更をした場合において、当該更生計画が取締役等について法第二百六十六条第一項第二号若しくは第三号に規定する選任の方法又は同号口若しくは二に規定する選任の方法を定めたものであるときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選任又は選定に関する書面をも添付しなければならない。

(合併による登記の嘱託書等の添付書面)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 更生計画の定めにより新設合併(更生会社が消滅する新設合併)保険業法第六十一条に規定する新設合併をいう。以下この項及び次項において同じ。)であつて、新設合併により設立する会社(次項において「新設合併設立会社」という。)が相互会社であるものに限る。)をしたときは、当該新設合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、更生会社に関する同法第七十条第三項において準用する商業登記法第八十一条第七号及び第八号に掲げる書面並びに保険業法第七十条第一項第一号及び第三号に掲げる書面を添付することを要しない。

5 (略)

(新相互会社の設立による設立の登記の嘱託書等の添付書面)

第三十六条 (略)

2 更生計画の定めにより法第二百七十二條の相互会社の設立をした場合において、当該更生計画が設立時取締役等について同条第七号若しくは第八号に規定する選任の方法又は同号ロ、二若しくはホに規定する選定の方法を定めたものであるときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選任又は選定に関する書面をも添付しなければならない。

(組織変更による登記の嘱託書等の添付書面)

第五十条 (略)

2 更生計画の定めにより組織変更をした場合において、当該更生計画が取締役等について法第三百六十條第一項第二号若しくは第三号に規定する選任の方法又は同号ロ、二若しくはホに規定する選定の方法を定めたものであるときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選任又は選定に関する書面をも添付しなければならない。

(合併による登記の嘱託書等の添付書面)

第五十二条 (略)

2 (略)

3 更生計画の定めにより新設合併(更生会社が消滅する新設合併)保険業法第六十一条第一項に規定する新設合併をいう。以下この項及び次項において同じ。)であつて、新設合併により設立する会

(新相互会社の設立による設立の登記の嘱託書等の添付書面)

第三十六条 (略)

2 更生計画の定めにより法第二百七十二條の相互会社の設立をした場合において、当該更生計画が設立時取締役等について同条第七号若しくは第八号に規定する選任の方法又は同号ロ若しくは二に規定する選定の方法を定めたものであるときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選任又は選定に関する書面をも添付しなければならない。

(組織変更による登記の嘱託書等の添付書面)

第五十条 (略)

2 更生計画の定めにより組織変更をした場合において、当該更生計画が取締役等について法第三百六十條第一項第二号若しくは第三号に規定する選任の方法又は同号ロ若しくは二に規定する選定の方法を定めたものであるときは、前項の嘱託書又は申請書には、その選任又は選定に関する書面をも添付しなければならない。

(合併による登記の嘱託書等の添付書面)

第五十二条 (略)

2 (略)

3 更生計画の定めにより新設合併(更生会社が消滅する新設合併)保険業法第六十一条に規定する新設合併をいう。以下この項及び次項において同じ。)であつて、新設合併により設立する会社(次

社（次項において「新設合併設立会社」という。）が株式会社であるものに限る。）をしたときは、当該新設合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、同法第七十条第三項において準用する商業登記法第八十一条第四号に掲げる書面並びに更生会社に関する同項において準用する同条第六号及び第八号に掲げる書面並びに保険業法第七十条第一項第一号及び第二号に掲げる書面を添付することを要しない。

4  
（略）

項において「新設合併設立会社」という。）が株式会社であるものに限る。）をしたときは、当該新設合併による設立の登記の嘱託書又は申請書には、同法第七十条第三項において準用する商業登記法第八十一条第四号に掲げる書面並びに更生会社に関する同項において準用する同条第六号及び第八号に掲げる書面並びに保険業法第七十条第一項第一号及び第二号に掲げる書面を添付することを要しない。

4  
（略）